（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の二号を加える。

六十五　設備規則第四十九条の三十二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

六十六　設備規則第五十八条の二の十一においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

「

第二条第一項第四十六号の無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	○	○	○										○	○		

」を

「

第二条第一項第四十六号の無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	○	○	○										○	○		
第二条第一項第五十六号の無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	○	○	○													
第二条第一項第六十六号の無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	○	○	○													

」

に改める。

別表第一号一⑶アの表中

「

第二条第一項第六十四号の無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	○	○	○													

」

を

「

第二条第一項第六十四号の無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	○	○	○													
第二条第一項第六十五号の無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	○	○	○													
第二条第一項第六十六号の無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	○	○	○	○													

」

に改める。

様式第7号注4の表中

「

第二条第一項第六十四号に掲げる無線設備																	

」

を

「

第二条第一項第六十四号に掲げる無線設備	ＸＴ																
第二条第一項第六十五号に掲げる無線設備	ＦＳ																
第二条第一項第六十六号に掲げる無線設備	ＥＳ																

」

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（無線設備規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許を受けている二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、この省令による改正後の無線設備規則第五十八条の二の十一、別表第二号及び別表第三号にかかわらず、なお従前の例による。

○文部科学省令第三十四号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第五条第二項及び第三十一条の規定に基づき、技術士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

文部科学大臣　田中**眞**紀子

技術士法施行規則の一部を改正する省令

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第六条を次のように改める。

（第一次試験の一部免除）

第六条　法第五条第二項の文部科学省令で定める資格を有する者は、技術士法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十八号）の規定による改正前の法（次条第二項において「旧法」という。）第六条第二項の規定に基づき既に一定の技術部門について技術士となる資格を有する者とし、その者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める科目を免除する。

一　既に技術士となる資格を有する技術部門について受験する場合　基礎科目及び専門科目

二　前号に掲げる技術部門以外の技術部門について受験する場合　基礎科目

第七条第二項を次のように改める。

2　前条の規定による第一次試験の一部免除を受けようとする者が、前項の規定による受験の申込みを行う場合においては、第一次試験受験申込書に、次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

一　旧法第六条第二項の規定により一定の技術部門につき第二次試験を受け、これに合格したことを証する証明書又は書面

二　旧法第六条第二項の規定により第二次試験を受け、合格した技術部門について、既に技術士の登録を受けていることを証する証明書又は書面

第十条第六項中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。